

国の対処方針及び府緊急事態措置について

1. 国の基本的対処方針の概要

(1) 区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、**大阪府**、兵庫県及び福岡県
(以下「特定都道府県」という。)

(2) 期間：令和2年4月7日（火）から令和2年5月6日（水）まで

(3) 感染まん延防止のため特定都道府県がとるべき措置

特定都道府県知事は、まず①②を行い、効果を見極めた上で、国と協議し、③④を実施する。

① 外出自粛要請（法第45条第1項）

② 催物（イベント）開催制限の要請（※施設名公表あり）（法第24条第9項及び第45条第2項）

③ 施設の使用制限の要請（※指示に至らない措置、施設名公表なし。）（法第24条第9項）

④ 施設の使用制限の要請・指示等（※施設名公表あり。）（法第45条第2項～第4項）

※社会・経済機能への影響を最小限に留めるため、「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は政府として実施しない。

2. 大阪府緊急事態措置の概要

(1) 区域：大阪府全域

(2) 期間：令和2年4月7日から令和2年5月6日

(3) 要請事項

○ 外出自粛要請（特措法第45条第1項）

府民に対し、医療機関への通院、食材の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。

特に、「3つの密」が濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。

○ イベントの開催自粛の要請（特措法第24条第9項）

イベントの主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

既に実施している府有施設等の休館措置の追加

（現在予約が入っている案件については、開催の自粛を求めていく）

◆ 貸館・貸会議室、体育館、競技場、

公園にある体育館・テニスコート等の施設（公園自体は開園）

(4) 今後大阪府が予定している措置

○ 外出自粛等の協力要請の効果を見極めた上で、以下の施設の使用制限を検討。

種別	施設	対応
生活インフラ施設 社会福祉施設 政府の基本的対処方針において事業の継続が求められる施設	医療施設、食料品店、交通機関、銀行、工場、飲食店、保育所、高齢者施設、障がい者施設等	適切な感染防止策の協力要請
休止の要請を検討する施設	幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校、大学、学習塾、劇場、映画館、運動施設、遊興施設、娯楽施設（キャバレー、バー、カラオケ店、パチンコ店）等	施設の使用制限を要請。応じない場合、個別の要請・指示を検討（施設名を公表）

新型インフルエンザ特別措置法**第 24 条**

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

第 45 条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）第 1 条第 1 項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。